監督処分情報

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社トラストコーポレーション
主たる営業所の所在地	兵庫県丹波篠山市
許可番号	兵庫県知事(般-4,6)第752388号
許可を受けている建設業 の種類	土、大、左、と、石、屋、タ、鋼、舗、し、板、ガ、塗、防、 内、絶、具、水、解

2 処分に関する事項

処分年月日	令和6年9月9日
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条第1項第3号該当)

処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

- 1 停止を命ずる営業の範囲 建設業に係る営業の全部
- 2 期間

令和6年9月23日から令和6年9月29日までの7日間

処分の原因となった事実

株式会社トラストコーポレーションの役員は、その業務に関し、廃棄物の処理 及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)違反により、神戸簡易裁判所 において、罰金 20 万円の判決を受け、令和 4 年 12 月 22 日にその刑が確定した。 このことは、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当する。